

魚津市告示第75号

魚津市タクシー利用観光割引事業補助金交付要綱を次のように定める。

令和4年5月6日

魚津市長 村椿 晃

魚津市タクシー利用観光割引事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、魚津市補助金等交付規則（平成2年魚津市規則第6号。以下「規則」という。）第21条の規定に基づき、魚津市タクシー利用観光割引事業補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 新型コロナウイルス感染症 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第6条第7項に規定する新型インフルエンザ等感染症をいう。
- (2) タクシー事業者 道路運送法（昭和26年法律第183号）第3条第1号ハに規定する一般乗用旅客自動車運送事業を営む事業者をいう。
- (3) 観光タクシー タクシー事業者が設定する、魚津市を起点又は終点とし、魚津市内の観光地、物販施設又は飲食施設（以下「観光地等」という。）を1か所以上含む周遊観光プランで、タクシー利用希望者からの事前予約により、富山県内の観光地等を時間制運賃で周遊するものをいう。
- (4) 指定事業者 この要綱の規定により補助金の交付を受ける者として指定を受けたタクシー事業者をいう。
- (5) 観光タクシー割引事業 この要綱に基づきタクシー事業者が実施する観光タクシーの利用料金の割引運行をいう。

(補助金の交付)

第3条 市長は、新型コロナウイルス感染症の影響で著しく減少している市内タクシー利用の需要喚起のため、県内観光地等の周遊観光のためのタクシー利用者の負担軽減及び交流人口の増加を目的として、観光タクシー割

引事業に要する経費に対し、予算の範囲内で補助金を交付するものとする。

(補助金の交付対象者)

第4条 補助金の交付対象者は、第8条に規定する市長の指定を受けたタクシー事業者で、次に掲げる要件を全て満たすものとする。

(1) 市内に事業所又は営業所を有すること。

(2) 富山県が実施する観光ガイドドライバー養成講座に参加していること。

(3) 観光タクシー利用者の個人情報適切に管理できる者であること。

(4) 新型コロナウイルス感染防止拡大にかかる富山県対策指針(令和2年5月14日付富山県厚生部長事務連絡)別添資料別紙2の感染拡大予防チェックリスト及びタクシーにおける新型コロナウイルス感染予防対策ガイドライン(一般社団法人全国ハイヤー・タクシー連合会発行)であって最新のものを遵守していること。

(5) 暴力団員等(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。)又は暴力団員等がその事業活動を支配する者でないこと。

(補助対象経費)

第5条 補助対象経費は、観光タクシー割引事業に係る観光タクシーの利用料金割引に伴う減収額とする。

(補助金の額)

第6条 補助金の額は、観光タクシー運行1件当たりの補助対象経費の全額とする。ただし、当該観光タクシーの運行に要する正規のタクシー料金の2分の1に相当する額又は2万円のいずれか低い額を上限とする。

2 補助金の額に10円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

(補助対象期間)

第7条 補助対象期間は、指定事業者が次条の規定に基づく指定を受けた日から令和5年2月28日までとする。

(事業者の指定)

第8条 指定事業者になろうとする者(以下「指定申込者」という。)は、観光タクシー割引事業を開始する日までに魚津市タクシー利用観光割引事業事業者指定申込書(様式第1号)を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、指定事業者として指定し、魚津市タクシー利用観光割

引事業事業者指定完了通知書（様式第2号）により指定申込者に通知するものとする。

（補助金の交付申請）

第9条 補助金の交付を受けようとする指定事業者（以下「申請者」という。）は、魚津市タクシー利用観光割引事業補助金交付申請書（様式第3号）に次の書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- （1） 魚津市タクシー利用観光割引事業実績報告書（様式第4号）
- （2） 観光タクシー利用者からの申込書類
- （3） 乗車数表
- （4） その他市長が必要と認める書類

（補助金の交付決定及び額の確定）

第10条 市長は、前条の申請があったときは、その内容を審査し、これを正当と認めるときは、補助金の交付決定及び額の確定を行い、魚津市タクシー利用観光割引事業補助金交付（不交付）決定兼額の確定通知書（様式第5号）により、当該申請者に通知するものとする。

（補助金の請求）

第11条 申請者は、前条の通知を受けたときは、速やかに魚津市タクシー利用観光割引事業補助金請求書（様式第6号）を市長に提出しなければならない。

（補助金の交付）

第12条 市長は、前条の請求を受けたときは、当該請求のあった日から30日以内に補助金を交付しなければならない。

（補助金交付決定の取消し及び補助金の返還）

第13条 市長は、第9条の規定による添付書類の記載内容に虚偽の事実があると認めた場合その他規則又はこの要綱に違反する行為があった場合は、補助金の交付決定及び額の確定を取り消し、既に交付した補助金については、その全部又は一部の返還を命ずることができる。

（書類の整備等）

第14条 指定事業者は、補助事業に係る収入、支出等を明らかにした帳簿を備え、当該収入、支出等についての証拠書類を、当該補助事業が完了する会計年度の翌会計年度から起算して5年間保管しなければならない。

（細則）

第15条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この告示は、公表の日から施行する。

（この告示の失効）

2 この告示は、令和5年3月31日限り、その効力を失う。

様式第1号（第8条関係）

年 月 日

魚津市長 あて

申込者 所在地
事業者名称
代表者氏名
電話番号

魚津市タクシー利用観光割引事業事業者指定申込書

魚津市タクシー利用観光割引事業補助金交付要綱第8条の規定に基づき、観光タクシー割引事業を実施したいので、下記項目を誓約の上、事業者としての指定を申し込みます。

※確認の上、□にチェックを入れてください。

- 当社は、富山県が実施する観光ガイドドライバー養成講座に参加しています。
- 観光タクシー利用者の個人情報適切に管理します。
- 暴力団員等（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。）又は暴力団員等がその事業活動を支配する者ではありません。
- 新型コロナウイルス感染防止拡大にかかる富山県対策指針（令和2年5月14日付富山県厚生部長事務連絡）別添資料別紙2の感染拡大予防チェックリスト及びタクシーにおける新型コロナウイルス感染予防対策ガイドライン（一般社団法人全国ハイヤー・タクシー連合会発行）であって最新のものを遵守いたします。

事務担当者

所属部署	
氏名	
メールアドレス	
電話・FAX番号	
ホームページURL	

様式第2号（第8条関係）
魚津市指令 第 号

所在地
事業者名称
代表者氏名

魚津市タクシー利用観光割引事業事業者指定完了通知書

魚津市タクシー利用観光割引事業事業者指定申込書については、魚津市タクシー利用観光割引事業補助金交付要綱第8条の規定により、事業者の指定を完了したので通知します。

年 月 日

魚津市長

様式第 3 号（第 9 条関係）

年 月 日

魚津市長 あて

申請者 所在地
事業者名称
代表者氏名
電話番号

魚津市タクシー利用観光割引事業補助金交付申請書

魚津市タクシー利用観光割引事業補助金の交付を受けたいので、魚津市タクシー利用観光割引事業補助金交付要綱第 9 条の規定に基づき、下記のとおり関係書類を添えて申請します。

記

関係書類

- (1) 魚津市タクシー利用観光割引事業実績報告書（様式第 4 号）
- (2) 観光タクシーの利用者からの申込書類
- (3) 乗車数表
- (4) その他市長が必要と認める書類

様式第4号（第9条関係）

年 月 日

魚津市長 あて

報告者 所在地
 事業者名称
 代表者氏名
 電話番号

魚津市タクシー利用観光割引事業実績報告書

観光タクシー事業の運行にかかる実績について、下記のとおり報告します。

1. 実施期間	年 月 日から 年 月 日まで	
2. 運行台数	ジャンボタクシー	台
	ジャンボタクシー以外	台
3. 利用者数	ジャンボタクシー	人
	ジャンボタクシー以外	人
4. 観光タクシー料金	ジャンボタクシー	円
	ジャンボタクシー以外	円
5. 利用者から徴収した額	ジャンボタクシー	円
	ジャンボタクシー以外	円
6. 補助金申請額 (4-5)	ジャンボタクシー	円
	ジャンボタクシー以外	円
	合計	円

様式第5号（第10条関係）
魚津市指令 第 号

所在地
事業者名称
代表者氏名

魚津市タクシー利用観光割引事業補助金交付（不交付）決定
兼額の確定通知書

年 月 日付けで申請のあった補助金について、次のとおり交付（不
交付）の決定及び額の確定を行いましたので、魚津市タクシー利用観光割引
事業補助金交付要綱第10条の規定により通知します。

年 月 日

魚津市長

1 交付の可否

交付します。

交付しません。
（理由）

2 交付決定額

円

様式第6号（第11条関係）

年 月 日

魚津市長

あて

所在地

事業者名称

代表者氏名

Ⓜ

電話番号

魚津市タクシー利用観光割引事業補助金請求書

年 月 日付け魚津市指令 第 号で交付決定を受けた魚津市
タクシー利用観光割引事業補助金について、下記のとおり請求します。

記

請求金額

円

取扱金融 機関名	銀行 金庫 農協					本店 支店 支所				
	金融機関コード [*]					店舗コード [*]				
口座名義人 (預金者名)	フリガナ									
	氏名									
種別	1 普通 2 当座 3 その他 ()	口座番号								

※請求者名義の口座を記入してください。